

西 監 第 2 1 8 号

令和 8 年 3 月 1 0 日

西 条 市 長 高 橋 敏 明 殿  
西 条 市 議 会 議 長 一 色 輝 雄 殿  
西 条 市 農 業 委 員 会 会 長 加 藤 茂 殿

西 条 市 監 査 委 員 日 野 徳 久  
西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍  
西 条 市 監 査 委 員 高 橋 保

令 和 7 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和8年1月9日から令和8年2月19日まで
- (2) 聴取日 令和8年2月19日

## 2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

## 3 監査の対象

西部支所

- ① 総務管理課      ② 市民福祉課      ③ 環境課（東予一般廃棄物最終処分場）      ④ 農林建設課
  - ⑤ 農業基盤整備課      ⑥ 会計課西部分室      ⑦ 農業委員会西部分室
- ※各課等に伴う丹原サービスセンター・小松サービスセンターの業務等も含む。

## 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

## 5 監査の範囲及び方法

主に令和7年度における予算の執行状況及び収入・支出・契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。  
監査の概要については、次のとおりである。

# 西 監 査 の 概 要 支 所

## 第1 総務管理課

### 1 職員の配置状況

令和7年12月末現在9人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人（会計課西部分室長兼務）

総務係 4人（内1人再任用職員、1人選挙管理委員会事務局兼務）

税務係 4人（内1人再任用職員、1人会計課西部分室兼務）

## 第2 市民福祉課

### 1 職員の配置状況

令和7年12月末現在41人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人 担当課長 2人

福祉保険係 10人（内1人再任用職員、2人任用職員（パート月給）、1人会計課西部分室兼務）

子ども係 2人

市民生活係 16人（内1人再任用、5人任用職員（パート月給）、1人任用職員（パート時給）、1人会計課西部分室兼務、1人三芳公民館兼務）

丹原サービスセンター

丹原サービスセンター係 6人（内3人再任用職員、1人丹原サービスセンター長兼係長兼務、1人選挙管理委員会事務局兼務）

小松サービスセンター

小松サービスセンター係 6人（内2人再任用職員、1人小松サービスセンター長兼係長兼務）

## 第3 環境課

### 1 職員の配置状況

令和7年12月末現在12人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人 副課長 1人

生活環境係 5人（内1人再任用職員）

下水道係 1人

水道係 4人（内1人任用職員（フルタイム））

### 2 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

#### (1) 西条市東予地区上水道施設維持管理委託業務

ア 就業報告書にある配分金と事務費とは何か。

イ 配分金・事務費については、就業時間・業務履行内容の確認を行う上で、確認を要する項目ではなかった。契約事業者と協議し、記載内容を改める。

ウ 業務内容に疑義が生じることのないよう、適正な表記に努められたい。

#### 第4 農林建設課

##### 1 職員の配置状況

令和7年12月末現在14人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人
		農林振興係	5人（内1人再任用職員、1人選挙管理委員会事務局兼務、1人農業委員会西部分室兼務、1人会計課西部分室兼務）
		建設管理係	7人（内1人任用職員（フルタイム）、1人会計課西部分室兼務）

##### 2 指摘事項等の概要

###### (1) 市営住宅新町団地1棟107号室電気温水器取替修繕ほか

ア 設計書において、電気温水器の仕様ではなく、品番を直接指定している理由を問う。

イ 電気温水器の修繕については、既設製品と異なる他メーカーの製品を使用した場合、電気温水器周辺の水道管・電気線・基礎等も改修が必要となり、修繕費用が高額となることから既設メーカーの製品を指定し修繕を行っている。

###### (2) 西部支所漏水調査点検作業

ア 県外業者を指名した理由を問う。

イ 漏水箇所が、目視での確認が困難な箇所であることから、専門の機器と技術を必要とする。指名業者は、過去に西部支所で発生した漏水箇所を特定した実績があることと、県内公共施設での漏水調査の実績も豊富かつ信頼性が高いことから、指名した。

ウ 業者選定にあたり疑義の生じることがないように、適正な事務処理に努められたい。

#### 第5 農業基盤整備課

##### 1 職員の配置状況

令和7年12月末現在8人、係の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人
		農業基盤整備係	6人（内1人中国四国農政局派遣）

#### 第6 会計課西部分室

##### 1 職員の配置状況

令和7年12月末現在7人（兼務配置人員数）、係の配置状況は次のとおりである。

分室長	1人（総務管理課長兼務）	係	6人（内1人総務管理課兼務、2人市民福祉課兼務、2人農林建設課兼務、1人環境課兼務）
-----	--------------	---	--

#### 第7 農業委員会西部分室

##### 1 職員の配置状況

令和7年12月末現在3人、係の配置状況は次のとおりである。

分室長	1人	係	2人（農林建設課農林振興係兼務）
-----	----	---	------------------